

栃スポ協第 188 号
令和 3 年 8 月 18 日

各市町スポーツ少年団 本部長 様

公益財団法人栃木県スポーツ協会
栃木県スポーツ少年団
本部長 橋本健



警戒度レベル国版ステージ 4「緊急事態措置」に伴うスポーツ少年団活動の制限について(通知)

平素より、栃木県のスポーツ振興への御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

栃木県では、新型コロナウイルス感染者の急増に伴い 8 月 8 日(日)から 8 月 31 日(火)までの期間、国のまん延防止等重点措置の適用を受けたところですが、今般国において栃木県が緊急事態措置区域(8 月 20 日(金)～9 月 12 日(日))に追加指定されました。

つきましては、スポーツ少年団活動の制限については 8 月 6 日付本部長通知と変更ありませんが、緊急事態措置における要請等を踏まえより一層の感染防止対策の徹底をお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和 3 年 8 月 20 日(金)～9 月 12 日(日)
※警戒度レベル等の変更があった場合は改めて通知する。
- 2 対 応 (1)活動時間を 100 分以内とする。
(2)練習試合、合同練習等は中止または延期とする。
(3)宿泊を伴う活動及び県外での活動も中止または延期とする。
(4)大会等への参加も原則として見合わせる。
- 3 そ の 他 本対応は今後の状況により変更になる場合がある。
また、状況に応じて各市町スポーツ少年団、教育委員会等が対応策を講じる。
なお、活動に際しては新型コロナウイルス感染症対策のみならず、熱中症対策に対しても十分留意すること。

公益財団法人 栃木県スポーツ協会
栃木県スポーツ少年団事務局
TEL : 028-680-7771

